

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年11月17日

愛媛県立松山東高等学校PTA会長 二宮 以紀

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立松山東高等学校体育館空調設備利用サービス提供業務

(2) 提供内容

体育館空調設備利用サービス一式

ただし、空調機器、受電設備、設置に必要な業務の資材及び設置工事一式並びに空調機器の保守管理、修繕及び従量熱料金の分割計算（電気・ガス料金相当）を含む。

(3) 業務の内容等

仕様書による。

(4) 業務の提供期間

空調設備は、令和4年5月31日（火）までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調機器を稼働した月の翌月から10年間（120箇月）とする。

なお、10年間経過後、空調機器や受電設備等に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、最長5年間延長できるものとする。

(5) 業務の提供場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、1月あたりのサービス利用料金（従量熱料金を除く）の合計金額とすること。

なお、サービス利用料金の頭金として700万円を先払いすることとし、頭金を減額した金額でのサービス利用料金を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について令和2年度、令和3年度及び令和4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年5月31日（火）までに、要求する仕様の空調設備等（受電設備を含む。）を確実に納入し、体育館への空調設備等の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 空調設備等に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 過去に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。
- (5) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までにおいて、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出先

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県立松山東高等学校事務室
〒790-8521
愛媛県松山市持田町2丁目2-12
電話（089）943-0187

(2) 入札書の受領期限及び提出方法

令和3年12月2日（木）から12月6日（月）午前9時59分までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後4時45分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ただし、郵送等による場合は、12月3日（金）午後4時45分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年11月17日（水）から11月26日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時15分から午後4時45分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月6日（月）午前10時

イ 場所

愛媛県立松山東高等学校 大会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示したサービスを提供できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：令和3年11月26日（金）午後4時45分

イ 提出場所：愛媛県立松山東高等学校事務室

〒790-8570

愛媛県松山市持田町2丁目2-12

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると発注者が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。